

( 5 ) 国営土地改良事業負担金償還  
対策事業実施要綱

# 国営土地改良事業負担金償還対策事業実施要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の受益地内農家全体の国営事業の負担金の軽減を図るため、地元負担団体である土地改良区が償還する額について、当該土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第40条第1項の規定により区債を発行し、宮城県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が金融機関から融資を受けて当該区債を購入し、及び県がその購入資金融資に関して支援する国営土地改良事業負担金償還対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (各機関の役割)

第2条 本事業における県の役割は次のとおりとする。

- (1) 本事業全体の管理に関すること。
- (2) 連合会、土地改良区及び金融機関との調整に関すること。
- (3) 連合会、土地改良区への指導及び助言に関すること。
- (4) 区債の購入資金に充てるために連合会が金融機関から融資を受ける際の損失補償に関すること。

2 本事業における連合会の役割は次のとおりとする。ただし、連合会は、本事業により利益を得ることはできない。

- (1) 本事業の実施細目の制定及び管理に関すること。
- (2) 実施細目に基づく本事業の実施に関すること。

3 本事業に係る土地改良区の役割は次のとおりとする。

- (1) 区債の発行及び償還に関すること。
- (2) 本事業の趣旨及び信義に基づく区債の償還等の確実な実施に関すること。

### (支援対象等)

第3条 この要綱の対象となる国営事業は、国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、対象となる団体は、条例により県が国営事業の負担金を徴収し、かつ、県に国営事業の負担金の繰上償還を要望する土地改良区（以下「土地改良区」という。）とする。

## 第2章 事業の申請及び審査

### (事業の申請)

第4条 土地改良区が本事業による支援を受けようとするときは、連合会に本事業の実施に関し承認の申請書を提出するものとする。

2 土地改良区は、前項の規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、速やかに連合会に変更申請書を提出するものとする。

(審査委員会)

第5条 連合会は、本事業を適切に行うため、審査委員会を設置し、前条の規定による申請書及び変更申請書の案件ごとに審査の上、区債購入の適否を決定するとともに、その旨を土地改良区に通知するものとする。

### 第3章 損失補償

(損失補償)

第6条 連合会は、前条の規定により区債の購入が適当と認められた土地改良区が発行する区債の購入資金に充てるため、連合会が定める金融機関（以下「金融機関」という。）から融資を受けようとするときは、別記様式第1号により知事に損失補償を依頼するものとする。

2 知事は、前項の規定により連合会から損失補償の依頼があった場合は、あらかじめ宮城県議会で債務負担行為の議決を得た上で、金融機関との損失補償契約を締結するものとする。

3 知事は、前項の規定により宮城県議会の債務負担行為の議決を得た場合は、別記様式第2号により速やかに連合会にその旨を通知するものとする。

4 知事は、第2項の規定による宮城県議会の議決により損失補償の拒絶が決定されたときは、連合会に「損失補償拒絶書」（別記様式第3号）を送付するものとする。

5 知事は、金融機関が第2項の損失補償契約の日から30日を経過した後、なお正当な事由なくして融資の手続を完了しない場合は、当該損失補償契約を取り消すことができる。

6 損失補償の履行については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 損失補償の履行の時期は、次のとおりとする。

イ 金融機関は、連合会が最終償還期日又は期限の利益喪失日（以下「期限日」という。）を経過した後、なおその債務の全部又は一部を履行しない場合、知事と協議の上、期限日から90日を経過した後、知事に損失補償を請求するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

ロ イの損失補償の請求は、期限日の翌日から1年を経過した日以降においては、これを行うことができない。

(2) 金融機関は、前号に規定により損失補償の履行を請求する場合は、次の書類及び資料を提出しなければならない。

イ 損失補償請求書（別記様式第4号）

ロ その他知事が必要と認める書類又は資料

(3) 知事は、前号の規定により金融機関から損失補償請求書を受け取ったときは、遅滞なくその内容を審査するものとし、その内容が適当であると認めた場合は、宮城県議会の承認を得た上で損失補償の実施を決定し、別記様式第5号により当該金融機関に損失補償日、損失補償額及び交付方法を通知するとともに、別記様式第6号により速やかに連合会に通知するものとする。

- (4) 知事は、前号の損失補償日に損失補償を行い、金融機関から「損失補償領収書」(別記様式第7号)及び損失補償契約書の提出を求めるものとする。
- (5) 連合会は、知事が損失補償を履行した場合は、当該損失補償に係る区債及び回収した元利金を知事に譲渡するものとする。
- (6) 知事は、前項の規定により区債及び元利金の譲渡を受けた後に、土地改良区から元利金の支払を受けたときは、連合会が立替払を行っていた金融機関への手数料等について、連合会に交付するものとする。この場合、その交付の方法については、知事と連合会が協議の上、決定するものとする。

#### 第4章 区債の購入及び償還等

##### (区債購入の決定)

第7条 連合会は、第6条第3号の規定により知事から宮城県議会の債務負担行為の議決の通知があり、金融機関から融資が行われることとなったときは、第4条の規定により申請のあった土地改良区に、区債の購入を通知するものとする。

##### (区債の発行)

第8条 土地改良区は、国営事業の負担金の繰上償還資金を調達するため、土地改良区総代会の議決を得た上で、土地改良法第40条第1項の規定により、区債を発行するものとする。

- 2 土地改良区が発行する区債の額は、県に国営事業の負担金の繰上償還を要望した額以内とする。
- 3 区債は、無担保とし、連帯保証人を徴するものとする。
- 4 区債の償還方法は、原則として、元金均等半年賦払とし、償還年数は最大15年とする。
- 5 土地改良区は、区債の発行に係る経費を負担するものとする。

##### (区債の購入)

第9条 本事業により土地改良区が発行する区債は、すべて連合会が購入するものとし、連合会は、その資金を調達するため、金融機関から融資を受けるものとする。

2 連合会は、本事業により土地改良区から購入した区債の転売はできない。

##### (区債の償還)

第10条 土地改良区は、区債発行の際に定める条件に従い、連合会に元金及び利息を支払うものとする。

#### 第5章 実績報告

##### (実績報告)

- 第11条 土地改良区は、連合会に本事業の毎年度の実績報告書を提出するものとする。
- 2 連合会は、知事に本事業の毎年度の実績を報告するものとし、その報告期限は知事が別に定める日とする。
- 3 前項の規定による実績の報告に添付しなければならない書類は、次の各号のとおりとし、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。
- (1) 区債購入に係る実績の報告（別記様式第8号）
    - イ 土地改良区から提出のあった実績報告書及びその添付書類の写し
    - ロ 連合会と金融機関の融資契約書の写し
    - ハ その他必要な書類
  - (2) 金融機関への返済に係る実績の報告（別記様式第9号）
    - イ 収支精算書（別記様式第10号）
    - ロ その他必要な書類

## 第6章 雑則

（要綱の改正又は廃止）

第12条 知事は、本要綱を改正又は廃止しようとするときは、連合会と協議するものとする。

（相互協力）

第13条 県と連合会は、本事業の趣旨にのっとり、相互に必要な協力を行うものとする。

（体制整備）

第14条 連合会は、本事業の実施のために必要な体制の整備を行うものとする。

（委任）

第15条 本事業の実施細目については、この要綱に定めるもののほか、連合会が知事と協議の上、別に定めるものとする。実施細目を改正又は廃止する場合についても、同様とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項が生じたとき、又はこの要綱の各条項の解釈について疑義が生じたときは、事業の趣旨に照らして、知事、連合会、土地改良区及び金融機関が協議の上、誠意をもって解決するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。